

神奈川県食の安全・安心推進会議設置要綱

(設置)

第1条 生産から消費に至る食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するとともに飲食に起因する重大な健康被害等の緊急事態に対応するため、「神奈川県食の安全・安心推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、食の安全・安心の確保に関する次の事項を所掌する。

- (1) 施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 基本方針の策定及び推進に関すること。
- (3) リスクコミュニケーションに関すること。
- (4) 飲食に起因する重大な健康被害等の緊急事態への対応に関すること。
- (5) その他食の安全・安心の確保に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる座長、副座長及び委員で構成する。

- 2 座長は、保健福祉局担当の副知事を、副座長は環境農政局長及び健康医療局長を充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 座長は必要に応じて、別表1に掲げる者以外の者を委員として出席させることができる。

(会議)

第4条 推進会議は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長が必要と認めるときは、特に議題に関係のある特定の委員による会議を開催することができる。

(幹事会)

第5条 推進会議に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進会議の所掌事項について協議調整を行う。
- 3 幹事会は、別表2に掲げる幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。
- 4 幹事長は、生活衛生課長を、副幹事長は、農業振興課長を充てる。
- 5 幹事長は、幹事会の会務を総理し、必要に応じて幹事会を招集し、その議長となる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 7 幹事長は、必要に応じて別表2に掲げる者以外の者を幹事として出席させることができる。
- 8 幹事長が必要と認めるときは、特に議題に関係のある特定の幹事による会議を開催することができる。

(作業部会)

第6条 特定の課題の検討作業を行うため、幹事長は必要に応じて幹事会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の構成、庶務その他必要な事項は、幹事長が別に定める。

(庶務)

第7条 推進会議及び幹事会（作業部会を除く。）の庶務は、健康医療局生活衛生部生活衛生課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

座長	健康医療局担当の副知事
副座長	環境農政局長、健康医療局長
委員	くらし安全防災局長、福祉子どもみらい局長、産業労働局長、企業局長、教育局長

別表2（第5条関係）

幹事長	生活衛生課長		
副幹事長	農業振興課長		
幹 事	くらし安全 防災局	防災部	危機管理対策課長
		くらし安全部	消費生活課長
	福祉こども みらい局	子どもみらい部	私学振興課長
	環境農政局	緑政部	森林再生課長
		農政部	農業振興課長、畜産課長、水産課長
	健康医療局	保健医療部	健康危機管理課長、健康増進課長
		生活衛生部	薬務課長
	産業労働局	中小企業部	商業流通課長
	企業局	水道部	浄水課長
	教育局	指導部	保健体育課長